

平成21年度

一般会計決算

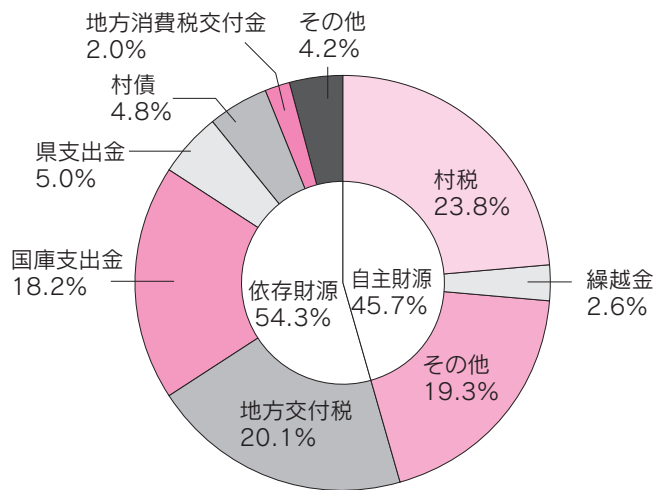
歳入
57億3,091万円
歳出
55億6,336万円

榛東村をよりよくするため

計画的に執行しました

平成21年度の決算がまとまり、9月に開かれた定例村議会で認定されました。一般会計の歳入総額は、57億3,090万9,285円、歳出総額が55億6,336万2,210円となり、差し引きで1億6,754万7,075円を22年度に繰り越しました。

地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、その中で、歳出全般の経費節減・合理化を図り、限られた財源の重点的な配分により効率的な財政運営を行い、財政の健全性の確保、財政秩序の維持に努め、住民福祉の向上のため予算を執行しました。



■一般会計歳入

(単位：万円)

項目	H21年度決算	前年度比
村税	13億6,615	△ 3,460
繰越金	1億4,831	6,596
《自主財源》		
その他		
・ 使用料および手数料	3,943	△ 115
・ 分担金および負担金	9,788	△ 78
・ 諸収入	2,058	△ 10,073
・ 財産収入	6,009	△ 1,419
・ 繰入金	8億8,995	51,389
・ 寄付金	0	△ 105
地方交付税	11億5,077	△ 2,077
国庫支出金	10億4,445	67,920
県支出金	2億8,821	3,451
村債	2億7,468	9,415
《依存財源》		
地方消費税交付金	1億1,423	483
その他		
・ 地方譲与税	9,415	△ 619
・ 自動車取得税交付金	2,920	△ 1,641
・ 地方特例交付金	2,901	324
・ 国有提供施設所在助成金	5,464	△ 466
・ ゴルフ場利用税交付金	1,770	120
・ 交通安全対策特別交付金	251	△ 9
・ 利子割交付金	614	△ 131
・ 配当割交付金	195	△ 22
・ 株式譲渡所得割交付金	88	△ 18
合計	57億3,091	119,465




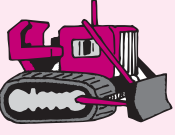



■特別会計歳入

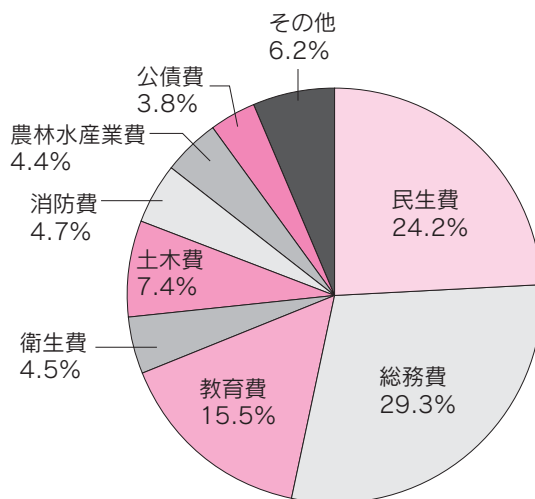
(単位：万円)

会計名	H21年度決算	前年度比
国民健康保険特別会計	14億4,876	661
後期高齢者医療特別会計	8,474	△415
老人保健特別会計	476	△1億1,223
介護保険特別会計	6億9,240	6,489
住宅新築資金等貸付特別会計	3,514	△314
公共下水道事業特別会計	3億7,075	4,385
農業集落排水事業特別会計	8億5,086	3億3,820
学校給食事業特別会計	1億3,687	1,215

村民1人あたりに
378,222円を支出しました。

※平成22年3月31日現在の人口(14,709人)で算出

民生費	総務費	教育費
91,345円 	110,911円 	58,650円 
衛生費	土木費	消防費
16,892円 	27,972円 	17,605円 
農林水産業費	公債費	その他
16,811円 	14,463円 	23,579円 ・議会費 ・商工費 ・労働費 ほか



■一般会計歳出

(単位：万円)

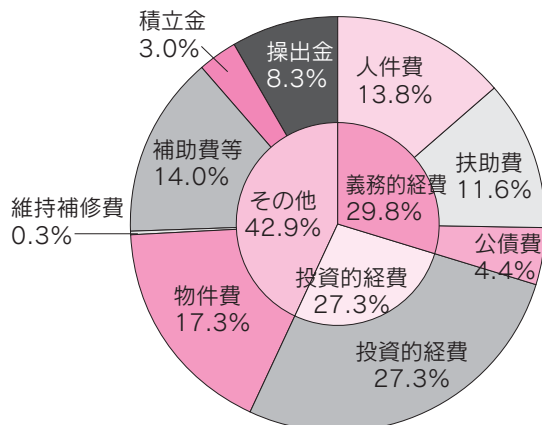
項目	H21年度決算	前年度比
民生費	13億4,360	1億7,299
総務費	16億3,139	5億7,806
教育費	8億6,269	1億9,439
衛生費	2億4,846	△577
土木費	4億1,144	△193
消防費	2億5,895	2,437
農林水産業費	2億4,728	249
公債費	2億1,273	△2,549
議会費	8,044	△1,266
商工費	2億4,822	2億3,641
労働費	401	△60
諸支出金	93	△5
災害復旧費	1,322	1,322
計	55億6,336	117,533

村民1人あたりの村税の負担額は

95,879円

村民税	44,123円
固定資産税	43,011円
軽自動車税	2,252円
たばこ税	3,493円

普通会計の性質別支出の割合



■特別会計歳出

(単位：万円)

項目	H21年度決算	前年度比
国民健康保険特別会計	13億7,257	△2,400
後期高齢者医療特別会計	8,474	△415
老人保健特別会計	476	△1億1,223
介護保険特別会計	6億7,559	5,252
住宅新築資金等貸付特別会計	3,514	△314
公共下水道事業特別会計	3億7,075	4,385
農業集落排水事業特別会計	8億5,086	3億3,820
学校給食事業特別会計	1億3,666	1,203

決算審査意見書

地方自治法により決算を監査委員の審査に付することが義務づけられています。この規定に基づき実施された監査委員による平成21年度決算審査の概要をお知らせします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき実施した平成21年度決算審査に係る意見書を別添のとおり提出する。

榛東村監査委員

岩崎 唯雄
小野関 武利

審査の期間

平成22年7月16日から
8月4日まで(実8日間)

審査の対象

- 一般・特別会計
- ・一般会計
 - ・国民健康保険特別会計
 - ・後期高齢者医療特別会計
 - ・老人保健特別会計
 - ・介護保険特別会計
 - ・住宅新築資金等貸付特別会計
 - ・公共下水道事業特別会計
 - ・農業集落排水事業特別会計
 - ・学校給食事業特別会計
- 公営企業会計
- ・上水道事業会計

審査の結果

一般・特別会計

村長から審査に提出された決算書及び事項別明細書などの決算諸表は、適法かつ正確に作成され、その収支は適正に処理されているものと認められた。

基金運用状況については、当該基金は設置目的にしたがって運用されており、その計数も正確であると認められた。

公営企業会計

村長から審査に提出された決算書及び事業報告書について、その計数は正確であり、かつ平成21年度の公営企業の経営成績及び年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査意見

一般・特別会計

財政構造をみると、財政力指数は0・579(前年度0・580)と前年度より0・001ポイント低下した。経常収支比率は一般の町村において妥当とされる数値(75%)を平成13年度を超えて以降年々悪化しており、当該年度は88・5%(前年度86・7%)と前年度より1・8ポイント悪化してい

る。これは、財政の硬直化が進んでいるとはいえ、その数値はここ数年で最悪の数字となっており、その要因としては、議員定数及び職員数の減により人件費が前年度と比較して減少した一方、扶助費等の社会保障関係経費及び北部保育園の民営化並びに学校給食センターの民間委託により物件費及び扶助費等が増加したことなどによるものである。また、実質公債費比率は5・5%(前年度6・0%)と前年度と同様であった。

これらの財政指標をみると、財政はほぼ健全な状態を維持しているが、年々悪化の傾向にあり、村債残高が累積している現在の状況を考察すると、将来にわたる財政の健全性の確保が望まれる。

歳入を見ると自主財源の柱である村税収入は減少し、景気の低迷に加え今後の増収は期待できないものと考えられる。

一方、歳出をみると当該決算年度については義務的経費が減少する一方で、新庁舎建設事業を始めとする投資的経費は増加しており、厳しい財政事情ではあるものの積極的な事業展開が図られたことを示している。しかしながら、平成22年度以降については義務的経費、特に扶助費及び公債費の増加が見込まれることから財政の硬直化が一層進むと考えられる。

これらの状況を勘案すると、歳入歳出ともに適正な財政運営がな

されていると認められるが、今後増大傾向を念頭に置きながら限られた財源を効果的に投資していかねければならない。そのためには、事業効果を検証し、優先すべき事業を選択していくとともに、重点的な予算配分に徹して、健全財政の維持に努められるよう望むものである。

公営企業会計

当該年度の営業成績をみると、節水型社会への移行などにより総配水量が年々低下しているが、営業費用が減少したことから、当年

度の純利益は前年度に比べ増加している。

しかし、今後各浄水場や老朽管等の更新事業等が予定されており、これらの投資的経費は多額の費用を要することから、より一層の効率的な企業経営が求められる。

これらの諸問題を長期的な視野に基づき検討するとともに、従前にも増して経費の節減と資産の効率的な運用及び管理に努め、計画的な財政運営によって、経営の安定化を図り、継続的に安全、良質及び安価な水の安定供給に努力されることが望まれる。

財政健全化指標

—実質公債費比率は5.5%—

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政破たんを未然に防ぐため「早期健全化」と「財政再生」の2段階で自治体の財政の悪化をチェックするしくみを定めています。これらの指標のうち1つでも基準を超えると、財政健全化計画の策定などが義務付けられることとなります。

- 実質赤字比率**(一般会計等の実質赤字の比率)……………-%
- 連結実質赤字比率**(すべての会計の実質赤字の比率)……………-%
- 実質公債費比率**(公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率。早期健全化基準25.0%)…………… 5.5%
- 将来負担比率**(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)……………-%
- 公営企業における資金不足比率**(公営企業ごとの資金不足の比率)
 - ・上水道事業会計……………-%
 - ・公共下水道事業特別会計……………-%
 - ・農業集落排水事業特別会計……………-%

※実質公債費比率以外の比率については、該当する比率がない、もしくは該当する比率が算出されない場合、「-%」と表記します。